

2000年9月7日
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

下水道使用料賦課業務における県企業庁からの上水道データの収集
について（答申）

2000年（平成12年）8月18日付けで諮問された、下水道使用料賦課業務
における県企業庁からの上水道データの収集について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定による本人以外のもの
からの収集の必要性を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、下水道使用料賦課業務に係る個人情報を
本人以外のものから収集することの必要性は、次のとおりである。

- (1) 本人以外のものから収集することの必要性について

ア 藤沢市内においては、上水は神奈川県企業庁水道局（以下「水道局」とい
う。）が提供し、下水は藤沢市が処理し、それぞれが料金を賦課・徴収して
いる。なお、下水道使用料の算定にあたっては、現在、水道使用量のデータ
を水道局から受けている。

上下水道料金を別々に徴収している自治体は、全国的にも少なく市民への
利便性の向上、二重にかかる経費の削減、下水道使用料の徴収率向上を図る
上からも一括徴収が望まれる。

一括して賦課・徴収するには、使用者名義が同一でなければならないが、
使用者の死亡、使用者からの申し出により一部に不一致が生じているので、
水道局より情報の提供を受け使用者名義の統一を行う必要性がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報の内容については、使用者名義、水栓番号、取扱銀行・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人であり、平成15年4月実施に向けて2年足らずで下水道使用者から収集することは、対象件数（平成12年3月末 139, 120件）からみて非常に困難である。

ウ 収集等の方法については、水道局の持つ口座情報の提供を受け下水の口座情報との照合を行い、口座情報の不一致である使用者を特定しその特定者を対象として、口座情報の統一に向けて使用者への依頼説得を行うことで、上下水道一括徴収のための準備作業が効率的に進められる。

また、水道局から口座情報の提供を受けた旨の通知は、口座振替依頼書の書面の中で行うこととする。

3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものから収集することの必要性について

水道料金と下水道使用料を別々に徴収している自治体は全国的にも少なく、市民への利便性の向上を図り経費の削減に資するうえでも、水道局から口座情報の提供を受ける必要性がある。

また、口座振替加入率を高めることにより、徴収の確保も図れることから本人以外のものから収集することの必要性は認められる。

以 上